

日本ボーイスカウト千葉県連盟 経理規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、ボーイスカウト千葉県連盟（以下「県連盟」という。）の経理に関する基本を定め、県連盟の財政状態及び収支状況に関し、真実な内容を明瞭に表示するとともに、県連盟の健全なる運営に資することを目的とする。

第2条 県連盟の経理事務は、県連盟規約第62条に定めるところによる外、この規程の定めるところによる。

第3条 県連盟の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第2章 会計区分及び勘定科目

第5条 県連盟は、法令の要請等必要と認めた場合には、会計区分を設けることができる。

第6条 県連盟の会計処理基準は、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して処理するものとする。

取引は、次の原則に従って勘定処理する。

1. 収入科目と支出科目とは、直接相殺しない。
2. 計上された収入に対応するすべての支出を計上する。
3. 収入又は支出に帰属する勘定科目の決定が困難なときは、一応預り金又は仮払金として整理し、その科目又は金額が確定したとき速やかに当該勘定科目に振替える。

第3章 会計帳簿

第7条 会計帳簿は、次のものを備える。

1. 仕分伝票
2. 現金出納帳
3. 預金管理表
4. 収支計算書（試算表）
5. 総勘定元帳
6. 貸借対照表
7. 正味財産増減計算書（損益計算書）
8. 固定資産台帳
9. 備品台帳

第8条 会計帳簿は、支払書及び各種証ひょうに基づいて仕分伝票を作成し、これによって記入する。

第9条 現金出納者は、入金額、出金額を記録集計し、現金・預金残高と帳簿残高とを照合の上、上長の検閲を受ける。

第10条 総勘定元帳は、仕訳伝票により作成し、勘定科目別に集計して作成する。

第11条 収支計算書（試算表）は、毎月末、各会計区別の総勘定元帳に基づいて作成する。

第12条 帳簿の記録を訂正するとき、金額の場合はその金額に二条の平行線を引いて抹消し、記帳担当者の訂正認印を押し、改めて正しい金額を記入する。

第 13 条 帳簿、支払書、各種証ひようは、経理を担当する責任者が保管する。

第 14 条 各種帳票の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 予算及び決算書 | 永年 |
| (2) 会計帳簿及び会計伝票 | 10 年 |
| (3) 証ひよう書類 | 10 年 |
| (4) その他の書類 | 5 年 |

第 4 章 出納責任

第 15 条 金銭の支出は、支払書によって行う。支払書は、予め承認された支払書及び請求書等の証ひように基づいて作成し事務局長を経由して理事長の検閲を受けるものとする。

第 16 条 理事会又は理事長の決定を受けた場合を除き、銀行又は第三者から金銭の借入をなし、また他人のために金銭貸借の保証人となり若しくは担保の提供をしてはならない。また約束手形、為替手形の振出人又は引受人若しくは手形の裏書人となってはならない。ただし受領のための裏書はこの限りでない。

第 17 条 金銭の出納責任者は、事務局長とする。

第 18 条 手許現金はつとめて一定額を超えないように留意する。

第 19 条 銀行預金については、帳簿残高と銀行残高とを随時照合する他毎期末現在の預金残高証明書を取得し、帳簿残高を確認する。

第 20 条 銀行の取引は、理事長名をもって行う。

第 5 章 固定資産

第 21 条 この規程において固定資産とは、次の資産をいう。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 基本財産 | 基本財産として定めた土地、建物、有価証券、定期預金等 |
| (2) 特定資産 | 特定の目的のためとして定めた積立金 |
| (3) その他の固定資産 | 土地、建物、構築物、什器備品、車両運搬具、
ソフトウェア商標権、リース資産等 |

第 22 条 耐用年数 1 年未満又は 1 個若しくは 1 組の取得価格が 20 万円未満の資産は、原則として固定資産として取り扱わないものとする。

第 23 条 固定資産の価格は、購入価格及び付帯費とする。

第 24 条 固定資産の減価償却は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数によって行い、その方法は定額法によるものとする。

第 6 章 収支予算

第 25 条 県連盟の収支予算は、所定の手続きを経て毎事業年度開始前に作成し、理事会の議を得て、年次総会の承認を受けなければならない。

第 7 章 決 算

第 26 条 決算は、事業年度末に作成し、理事会の議を得て、年次総会の承認を受けなければならない。

第 27 条 前条に基づく報告書は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書 理事会議決を経て総会に報告する。
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書（正味財産増減計算書）（予算、実績対照表）
- (4) 財産目録
- (5) 付属明細書

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。